

資料提供

令和5年3月18日(土)

農林水産部畜産課長 棚井 幸雄

(担当：大谷 029-301-3982、内線 3980)

高病原性鳥インフルエンザ発生農場（坂東市）に係る移動制限区域の解除について

坂東市で発生した高病原性鳥インフルエンザに関して、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、設定していた半径3km以内の移動制限区域について、本日0時に解除しました。

これに伴い、設定していた全ての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生に係る全ての措置が完了しましたので、お知らせします。

※ 移動制限区域（半径3km以内）の解除については、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置完了後10日経過後に移動制限区域内の全ての農場における検査で陰性を確認し、同区域内で新たな発生が認められず、防疫措置完了後21日が経過していることが必要である。

○ これまでの経過

2月24日 発生農場における防疫措置が完了。

3月12日 防疫措置完了後10日経過後に、移動制限区域内の全農場における清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域（3km～10km以内）を解除。

3月18日 移動制限区域内で新たな発生が認められず、防疫措置完了後21日が経過したことから、移動制限区域を解除。

<移動制限区域及び搬出制限区域の設定状況>

区 域	農場数	飼養羽数	解除日
移動制限区域（3km以内）	3戸	約 10万9千羽	3/18（本日）
搬出制限区域（3km～10km以内）	20戸	約 161万3千羽	3/12